１

　随意契約理由書

1案件名称 　　　　大正区鶴町基地上架設備緊急補修工事

2契約の相手方 　　　　株式会社ガルフコンストラクター

3随意契約理由

本緊急補修工事は、鶴町基地の船舶修繕施設である上架設備を補修するものである。

１号上架台での船舶定期整備が完了し、下架する際に船舶を搭載した台車が途中で停止し、

下架できない事態が発生した。

当事象の原因追及のため、海上保全担当による潜水調査の結果、鋼製レールが腐食等により著しく損傷しており、台車の車輪が接する箇所に凹凸や減肉が発見された。

現状、該当上架台を使用することができず、計画的に実施している船舶修繕が不可能な

状況にある。

機械担当にて実施している修繕対象は、大阪港湾局の船舶だけではなく、建設局の渡船や

河川維持船、環境局の引船や水面清掃船であり、計画的に修繕工程を実行できなければ、

市民サービスができなくなり、自局、他局共に多大な不利益が生じることとなる。

上記業者は本工事を施工する能力を有し、かつ同種工事を近隣地区にて現在施工中であり、

短期間で機材の調達及び作業員の確保ができることから、速やかな復旧が可能であるため、

随意契約するものである。

4現在施工中の同種工事

此花区常吉岸壁補修工事（上部工）（その２）

5根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第５号

6担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（設計）